

# 特定建設作業のしおり

## 騒音規制法第14条・振動規制法第14条に基づく特定建設作業の実施の届出

指定地域内において、特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、作業開始日の7日前までに次の要領で届出をしてください。

なお、作業がその作業を開始した日に終了する場合には届出の必要はありません。

### 届出要領

#### 1 届出義務者

建設工事の元請業者で、法人の場合はその代表者です。

#### 2 届出期限

作業開始日の7日前(届出日及び作業開始日を除く7日前)までです。

例:4月9日(火)が作業開始日となる場合には、4月1日(月)までに届出が必要です。

#### 3 届出書類

特定建設作業の種類ごとに、各2部ずつ提出してください。

- (1) 特定建設作業実施届出書
- (2) 工事工程表(特定建設作業の工程を明示したもの)
- (3) 付近見取り図

#### 4 指定地域

騒音規制法:広島市内全域

振動規制法:工業専用地域を除く広島市内全域

#### 5 届出先

広島市 環境局 環境保全課 大気騒音係(市役所4階)

Tel 082-504-2187

電子申請システム



#### 6 電子申請システム

令和4年4月1日から電子申請が可能となりました。

(URL)

[https://apply.e-tumo.jp/city-hiroshima-u/offer/offerList\\_detail.action?tempString=202117010](https://apply.e-tumo.jp/city-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempString=202117010)

広島市環境局環境保全課

## 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって騒音規制法及び振動規制法において政令で定めるものを特定建設作業といいます。

### (1) 特定建設作業の種類

#### ア 騒音規制法

	特定建設作業の種類	摘要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	*もんけん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルをこえない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業 〔さく岩機の動力として使用する作業を除く。〕	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量(混練重量)がコンクリートプラントは 0.45 立方メートル以上、アスファルトプラントは 200 キログラム以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。

\*もんけんは、人力によるものに限る。

#### イ 振動規制法

	特定建設作業の種類	摘要
1	くい打ち機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	*もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機作業を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルをこえない作業に限る。
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルをこえない作業に限る。

\*もんけんは、人力によるものに限る。

**(2) 特定建設作業の規制に関する基準**

	敷地境界における大きさ	作業時間	1日の作業時間長	作業期間	作業日
騒音規制法 振動規制法 に定める 特定建設作業	騒音 85 デシベル 振動 75 デシベル	午後 7(10)時から 翌日午前 7(6)時 まで行われないこと	10(14)時間を 超えないこと	連続して 6 日を 超えないこと	日曜日 その他の休日 に行われないこと
適用除外	——	①、②、③、④	①、②	①、②	①、②、③、④、⑤

(注) 1 指定地域のうち、工業地域内の学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から 80m を超えるところの作業時間及び 1 日の作業時間長は、( ) 内に示すとおりです。

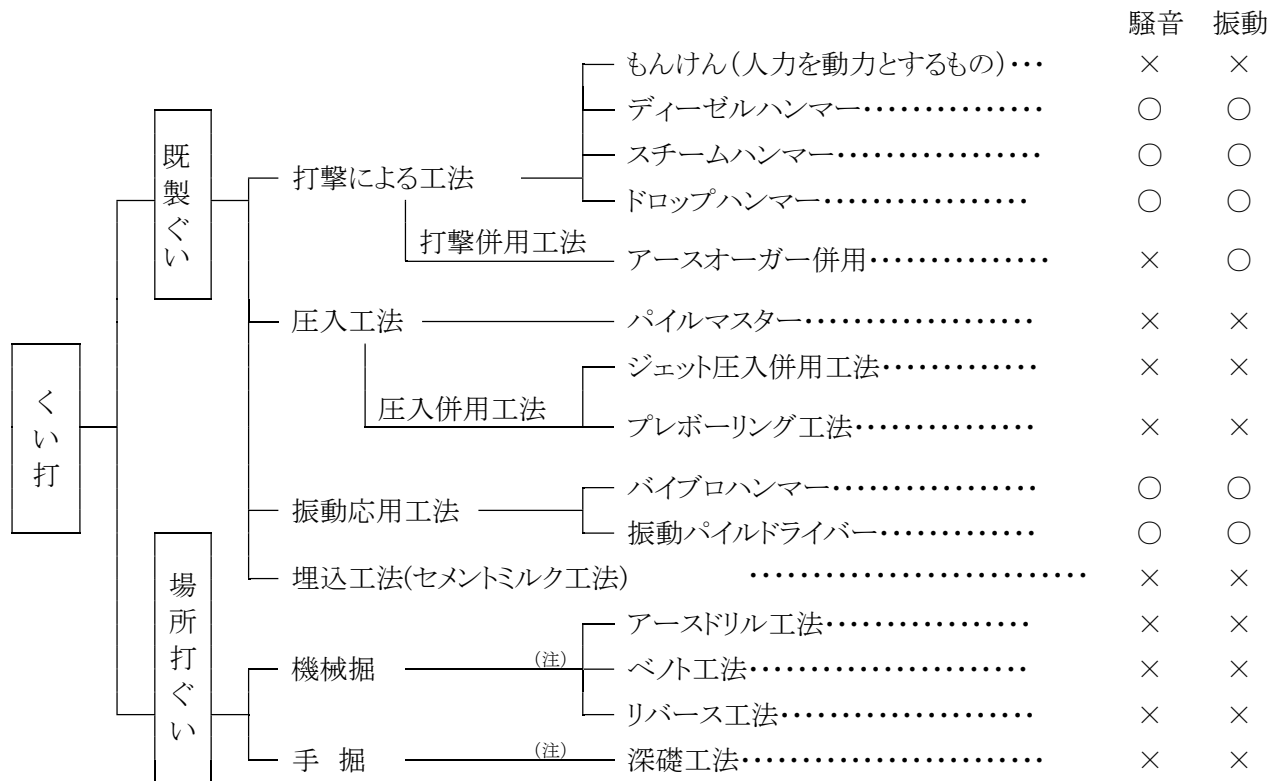
2 適用除外欄の各項は次のとおりです。

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

**(3) 改善勧告及び改善命令(騒音規制法第 15 条・振動規制法第 15 条)**

特定建設作業による騒音又は振動が特定建設作業の規制に関する基準に適合せず、かつ、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、騒音又は、振動の防止の方法や作業時間の変更に関する改善勧告・命令がなされる場合があります。

**(4) 参考例(くい打工法)**



(注) 杭頭部や深礎底部のはつり作業は届出が必要です。 ○：届出必要 ×：届出不要

## 建設工事を行われる方へのお願い

- 1 工事の実施にあたっては、工事現場周辺の状況を十分把握して、低騒音・低振動型の建設機械や工法を採用してください。
- 2 周辺の住民と事業場の方々に工事の概要・公害防止対策などについて、事前に説明してください。
- 3 工事現場には、住民との窓口となる責任者の氏名・連絡先を表示するとともに、現場担当者は騒音・振動の発生状況等を監視し、状況に応じて自主測定を行ってください。また、苦情が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応してください。
- 4 騒音・振動以外にも、公害対策に留意し、粉じんの飛散を防止するため、散水・覆い等を行い、廃材等の処理も適正に行ってください。
- 5 事故防止のために関係者以外の立ち入りができないような処置を行い、必要な場合は交通整理等の保安要員を配置してください。

### ★ 建築物等の解体工事にかかる建材の石綿含有の事前調査について

#### ① 事前調査の実施、発注者への説明、工事現場への掲示等について(大気汚染防止法 第 18 条の 15)

解体等工事<sup>\*1</sup>の元請業者(又は自主施工者)は、大気汚染防止法第 18 条の 15 に基づき、解体等の建築物や工作物に石綿が使用されているか否かについて事前調査を行い、発注者へ調査結果を書面で説明する<sup>\*2</sup>とともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示<sup>\*2</sup>してください。

\*1 解体等工事とは、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事のことです。

\*2 調査の結果、石綿の使用が無かった場合でも、その旨を書面で説明し、掲示する必要があります。

#### ② 事前調査の報告について(大気汚染防止法 第 18 条の 15)

元請業者(又は自主施工者)は、建築物等の解体等に関する石綿含有建材の有無について、事前調査結果を広島市等に報告する必要があります。

**【報告対象となる工事】**  **令和 4 年 4 月 1 日以降に着工する工事が対象となります。**

石綿の有無によらず、次のいずれかに該当する場合には広島市等に報告が必要です。

- ① 解体部分の述べ床面積が 80 m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込 100 万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

#### 【石綿事前調査結果報告システム】

URL: <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿事前調査結果報告



電子システム報告



紙報告

